

## 中国税務速報

2016年6月20日

### ●1 1) 「抜打ち税務調査対象者名簿データベースの管理弁法(試行)」の公布に関する通達

国家税務総局は2016年5月24日に「『抜打ち税務調査対象者名簿データベースの管理弁法(試行)』の公布に関する通達」(税総発(2016)73号)を公布しました。

本弁法は税総発(2015)104号文の規定に基づき制定されました。抜打ち税務調査対象者は各レベルの税務当局管轄区域以内の全ての納税義務者、源泉徴収義務者その他納税関連当事者を指します。市レベル以上の税務当局調査局はマネジメント層、調査資源の配置及び納税規模などを基準に、抜打ち税務調査対象者を重点調査対象者と非重点調査対象者に区分し、管理すべきです。市レベル以上の税務当局調査局は抜打ち税務調査業務のマニュアルに基づき、級別使用の原則に準拠し、抜打ち税務調査対象者名簿データベースから業種などの特定抜打ち調査方式と不特定抜打ち調査方式により調査対象者を選定します。市レベル以上の税務当局調査局は定期的に管轄区域内の抜打ち税務調査対象者名簿データベースを維持し、更新すべきです。

本弁法は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2155592/content.html>

### 2) 「抜打ち税務調査の執行調査官名簿データベースの管理弁法(試行)」の公布に関する通達

国家税務総局は2016年5月24日に「『抜打ち税務調査の執行調査官名簿データベースの管理弁法(試行)』の公布に関する通達」(税総発(2016)74号)を公布しました。

本弁法は税総発(2015)104号文の規定に基づき制定されました。各レベルの税務当局の抜打ち税務調査の執行調査官名簿データベースの確立、運用と管理には本弁法は適用されます。国家税務総局、省、市、県税務局はそれぞれ執行調査官名簿データベースを作成します。執行調査官名簿データベースから抜打ち税務調査に当たらせる調査官を選定します。また、国家税務総局は執行調査官名簿データベースの管理情報システムを一括開発します。

本弁法は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2155654/content.html>

### ●2 「国家税務局 地方税務局の合同調査業務弁法(試行)」の公布に関する通達

国家税務総局は2016年5月24日に「『国家税務局 地方税務局の合同調査業務弁法(試行)』の公布に関する通達」(税総発(2016)84号)を公布しました。

合同調査とは、国家税務局、地方税務局が各自の職権と法定プロセスにより、共同管轄下の納税義務者に対して合同現場調査を行い、調査執行の協力を全面的に実施することを指します。各レベルの国家税務局、地方税務局は合同調査会を発足させ、合同調査に関する統括計画と協力指導の役割を果たさせます。国家税務局、地方税務局は調査情報の共有協力を強化し、各自の税収関連情報のルートを開拓し、調査執行情報資源を整備しなければなりません。国家税務局、地方税務局は合同調査の総括計画と任務に基づき、調査情報源管理のルールに従い、検討し、分類したうえで、合同現場調査対象者を確認しなければなりません。国家税務局、地方税務局は合同現場調査にあたって、それぞれ2名以上の調査官を派遣し、調査チームを構成しなければなりません。国家税務局、地方税務局は合同現場調査案件に対して審理意見を交換しながらも、個別で審査します。同一の税収違反行為に対して、その性質と処罰方法を統一させなければなりません。国家税務局、地方税務局は合同現場調査中調査対象者には脱税行為が見受けられた場合、税収保全あるいは強制執行の要件を満たしたものについて、即時に相手に情報を開示し、かつ税収保全あるいは強制執行措置を取ることに協議しなければなりません。合同現場調査案件のほかに、国家税務局、地方税務局が調査によって取得した調査成果のうち、相手管轄区域の税目の徴

収、追徴に影響を与えるものについて、「税務処理決定書」、「税務行政処罰決定書」を毎四半期の末日から5営業日以内に相手に交付しなければなりません。相手も迅速に分析・処理しなければなりません。本弁法は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2178065/content.html>

### ●3 「障害者就業促進のための増値税優遇政策管理弁法」の公布に関する公告

国家税務総局は2016年5月27日に「『障害者就業促進のための増値税優遇政策管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告2016年第33号)を公布しました。

納税義務者の障害者雇用による増値税の徴収後即還付という優遇政策の適用について、本弁法に規定されました。本弁法は納税義務者が本優遇政策適用のための初回申請にあたって、所轄税務局に提出しなければならない届出書類(届出書類に変更があった場合、変更日から15日以内に変更情報について所轄税務局に届出ると増値税還付申請時に提出すべき書類をリストアップしました。

納税義務者が当期において既に納付した増値税額が当期還付すべき増値税額より低く、還付税額に足りない場合には、前期以前に既に納付していた増値税額から既に還付されていた増値税額を差し引いた後の残額から還付することができます、それでも還付不足の場合には、翌期以降に繰越されます。当期において既に納付した増値税額が還付すべき増値税額より低く、または同額の場合には、還付税額は納付済増値税額になります。既に納付した増値税額が還付すべき増値税額より高い場合には、還付税額は還付すべき年度増値税額です。既に納付した増値税額が還付し切れない場合には、翌期以降に繰り越すことができません。

本公告は2016年5月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2159348/content.html>

### ●4 1) 全文失効・廃止と条文の一部失効・廃止の税收規範性文書目録公布に関する公告(国家税務総局公告2016年第34号)

#### 2) 全文廃止と条文の一部廃止の税務部門規則目録公布に関する決定(国家税務総局令第40号)

国务院令公布から求められた部門規則と文書整理に関するルールにより、国家税務総局は現行有効な税收規範性文書と税務部門規則を整理しました。整理結果は2016年5月27日に国家税務総局の2016年度の第2回局務会議で審議・可決されました(標題の34号公告と40号令)。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2159866/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2160057/content.html>

### ●5 営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る文化事業建設費政策及び徴収管理問題に関する補足通達

財政部、国家税務総局は2016年5月13日に「営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る文化事業建設費政策及び徴収管理問題に関する補足通達」(財税(2016)60号)を公布しました。

中国国内で娯楽サービスを提供する企業と個人(以下、「納税義務者」と称する)は、本通達及び財税(2016)25号の規定により文化事業建設費を支払わなければなりません。納税義務者は娯楽サービス提供により取得した売上高と3%の料率で娯楽サービス提供による対価に係る文化事業建設費用を算定します。娯

楽サービス売上高は、納税義務者が娯楽サービスの提供により取得した税込代金とその付随費用です。増値税免税事業者に対しては、文化事業建設費も免除します。本通達の娯楽サービスとは、財税(2016)36号に定められた「サービス、無形資産、不動産販売の注釈」のうちの「娯楽サービス」範囲内のサービスを指します。

本通達は2016年5月1日から施行されます。

[http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu\\_1\\_1\\_11/mlqd/201605/t20160524\\_2013645.html](http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu_1_1_11/mlqd/201605/t20160524_2013645.html)